

# クレジット過剰与信を禁止する法改正を求める意見書

2007年3月16日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

現在、政府において、販売信用（クレジット）を利用した悪質商法被害対策の一環として割賦販売法の改正が検討されているところであるが、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売に代表されるような顧客の支払能力を超えるクレジット契約（クレジット過剰与信）による被害対策として、下記の内容を同法の改正に盛り込むべきである。

### 記

#### 1 販売信用における適合性の原則

クレジット業者は、顧客の知識・経験及び財産状況に照らして不適当と認められるクレジット契約、顧客の支払能力を超えると認められるクレジット契約を行ってはならない。

#### 2 過剰与信の禁止

##### (1) 原則的基準

特定商取引法の適用対象となる取引形態（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引）において、契約書型（個品式）クレジットを利用するときには、顧客の総債務残高が手取り年収額の3分の1を超えることとなる新たなクレジット契約を原則として行ってはならない（過剰与信として禁止の対象とする）。

##### (2) 原則的基準の超過が許容される類型

上記(1)に該当する場合であっても、次の 及び のうち(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす場合には、新たなクレジット契約を行うことができる（過剰与信とならない）。但し、上記要件を満たすことについては、クレジット業者が立証責任を負うものとする。

当該顧客が当該クレジット契約で購入する物品等について必要性や合理的な購入動機を明示していること（自動車、洗濯機、冷蔵庫等、日常生活に必要性が高い物品の場合には、必要性や合理的な購入動機が推定される

ものとする)。

- (ア) クレジット業者が、契約時に、当該顧客において支払が可能であることの合理的根拠を確認し、その裏付け調査をしていること(なお、生活基盤となる居住用の財産の存在は、支払可能性の根拠とはならないものとする)。
- (イ) 新たなクレジット契約による支払額も含めた当該顧客の1年間の債務支払総額が、手取り年収額の5分の1以下であること。

### 3 過剰与信禁止違反の民事効果

- (1) 上記2の過剰与信禁止に違反するクレジット契約を締結したクレジット業者は、当該クレジット契約に基づく顧客に対する請求権の全部又は一部を制限されるものとする。
- (2) 上記2の過剰与信禁止に違反するクレジット契約を締結し、かつ、当該クレジット契約の支払額も含めた1年間の債務支払総額が顧客の手取り年収額を超えるに至った場合は、当該クレジット契約を無効とし、クレジット業者に対する未払金の支払拒絶ができるばかりではなく、既払金の返還請求も認められるものとする。

### 4 支払能力等の調査

クレジット業者は、クレジット契約の締結に当たり、顧客の収入(収入の種類及び職業、月及び年の手取り収入額)、契約時における負債(件数、総債務残高、月及び年の支払額)、当該契約が過剰与信に当たるか否かを、信用情報機関の信用情報を利用するとともに、顧客からの聴取や裏付け資料の確認などの方法により調査しなければならないものとする。

### 5 与信調査記録の作成・保存・開示

- (1) クレジット業者は、クレジット契約を締結する毎に、当該クレジット契約が過剰与信に当たらないと判断した理由を記載した書面を作成し、一定期間保存しなければならないものとする(保存期間は、取引終了後最低でも7年間位は必要である)。
- (2) クレジット業者は、当該顧客から上記(1)の書面の開示を求められたときは、これを開示しなければならぬものとする。

### 6 違反の場合の行政処分

監督官庁は、クレジット業者が、上記1の適合性の原則又は上記2の過剰与

信禁止に違反するクレジット契約を締結した場合（上記2の（1）に該当し，かつ，同（2）についてクレジット業者が各要件を立証できない場合を含む），上記4の支払能力の調査を怠ってクレジット契約を締結した場合，上記5の与信調査記録の作成・保存・開示義務に違反した場合は，改善指示，業務停止等の行政処分を命じることができるものとする。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

(1) 当連合会は，これまで，現行の割賦販売法の問題点を指摘し，法規制の強化を求めてきた。最近では，2003年8月に「統一消費者信用法要綱案」，2005年10月に「割賦販売法の改正を求める緊急意見書」，2006年7月に「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」を公表して，監督官庁である経済産業省や各政党等に対し，クレジットを利用した悪質商法被害の予防・救済の必要性を強く訴え，抜本的な法改正を求めてきた。

(2) このような動きは，悪質リフォーム被害を契機にいわゆる「クレジット過剰与信」が社会問題化したこととも相まって，政府に法改正の検討を促す大きなきっかけとなった。すなわち，2005年11月，産業構造審議会の割賦販売分科会基本問題小委員会において「割賦販売法の見直し」を議題に追加することが確認され，2006年1月から，毎月1回程のペースで，法改正に関する検討が続けられている。そして，同年6月7日に「報告書 - クレジット取引に係る課題と論点整理について」が取りまとめられた。

同審議会は，本年2月16日に再開され，本格的な法改正に向けての検討作業が開始されている。したがって，深刻かつ広範囲に及ぶクレジット被害についても，これから1，2年の間に，その予防・救済に資するような大きな法改正が実現する可能性がある。

(3) 当連合会は，このような流れを一層推進すべく，現在悪質商法に利用されることによる被害が集中している，取引毎に契約書を作成する方式のクレジット契約（個品割賦購入あっせん）について，本意見書のとおり，あるべき過剰与信規制について提言する。因みに，クレジット与信業者に対する過剰与信規制について，当連合会は，前記の「統一消費者信用法要綱案」並びに2005年10月及び2006年7月の各意見書においても一定の見解を示しているが，本意見書は，2006年12月に法改正がなされた貸金業に関する過剰貸付け禁止規制も踏まえて，具体的な規制案を提示するものである。

## 2 販売信用における適合性の原則について

特定商取引法施行規則第7条の禁止行為等を参考に、現行の割賦販売法第38条の趣旨を拡充するような義務規定（単なる訓示義務ではなく、違反については行政処分の対象とする等の実質的な意味を持つ規定）を置き、これをカード型（総合式）を含むクレジット業者全体の義務とすべきである。

## 3 過剰与信の禁止について

### （1）原則的基準

2006年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」は、「貸付け残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けを原則禁止する」とした（貸金業法13条の2）。

そもそも、過剰与信か否かを考えるに当たっては、貸金とクレジットの債務を別々に分けて論じることは不適切であり、両方の債務を総合（合計）して、支払能力を超えるかどうかが判断されるべきである。

したがって、上記過剰貸付けの基準を、貸金とクレジットの両者を包括する原則的な禁止基準とすべきである。

本基準の適用範囲については、クレジット過剰与信が被害として問題になるのは、主に訪問販売や、顧客が何らかの不当な誘引方法により販売場所におもむいたり、執拗な勧誘によって契約の締結に至ったような場合である。また、クレジットを利用した取引に関する消費生活相談の傾向を見ても、販売方法としては、訪問販売など勧誘方法が問題視される取引によるものが8割以上を占めている（2005年度分の国民生活センターによる集計）。その一方で、不当な誘引もなく自らの意思で営業所等におもむき、営業所等でも執拗な勧誘がない状況で契約を締結した場合にまで、そのクレジット契約の効力を制限・否定するのは、消費者の自主的な選択の自由を過度に制限したり、営業に対する過度の制約になる可能性もある。

したがって、現時点において本基準の適用範囲は、顧客の自主的判断の機会が通常確保されていると考えられるものを除外すべく、特定商取引に関する法律（特定商取引法）の適用対象となる取引形態（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引。同法1条及び2条参照）を基本とするのが妥当と考えられる。但し、アポイントメントセールスの脱法形態や展示会商法等、現在は特定商取引法の適用対象外と評価される可能性のある取引形態であっても、「虚偽若しくは過大な広告又はこれに準ずる誘引方法によって営業所等におもむいて契約した場合」や、「営業所等において執拗な勧誘を受けたことによって契

約した場合」など悪質な手口については特定商取引法及び本基準の適用対象に加えることが相当である。

また、カード型（総合式）クレジットについては、基本的には個別の取引毎に与信審査がなされるわけではないこと、契約書型（個品式）クレジットに比べて過剰与信被害事例が少ないとことなどから、今回の提案では本基準の適用範囲に含めないこととした。

#### （2）原則的基準の超過が許容される類型

クレジットには、貸金と異なり、商品・サービスの購入等が直接的に結びついている。したがって、対象となる商品等が日常生活を送る上で必要性が高いものである場合、過剰与信禁止の基準を厳格に適用すると、生活上の不便・不都合が生じるおそれがある。そのため、個別の事案において、顧客の商品購入等の必要性や支払可能性が認められる場合においては、前記の原則的基準に該当する場合であっても、クレジット契約の締結が許容される余地を残しておくべきであると考えられる。

そこで、意見の趣旨1項（2）のような必要性や購入動機に加えて、同の（ア）又は（イ）のような支払可能性が裏付けられる場合には、過剰与信禁止の例外を認めるのが相当である（（ア）と（イ）はいずれか一方が備わっていればよいという趣旨である）。このうち、（イ）は「手取り年収額」と「年間の債務支払総額」を元に判断するものであり、当該クレジット契約が高額であっても、収入の中から支払可能な範囲で長期にわたって支払うことを希望するようなケースに対応するためのものである。

なお、連帯保証人を付けた場合でも、連帯保証人の資力をもって、主債務者が過剰与信に該当するかどうかの基準を緩和すべきではない。連帯保証人を付けるのはクレジット業者の回収を有利にするためであり、それによって、主債務者に返済困難な債務を負担させることを正当化するものではないと考えられる。

#### （3）クレジット取引実務等に与える影響

このような規制を設けても、クレジット取引の実務や顧客の商品等購入過程に過度の制約を及ぼすことにはならない。

本基準の適用範囲は、特定商取引法の適用対象となる取引形態の場合で、契約書型（個品式）クレジットを利用するときに限定されている。また、クレジット契約が「顧客の総債務残高が手取り年収額の3分の1を超えないこと」が調査から明確であれば、例外事由に当たるかを検討する必要はない。したがって、契約締結に至る過程が煩雑になるのは、「顧客の総債務残高が手取り年収額の3分の1を超えており」ことが判明した場合に、「例外的に契約が

許容される事案に当たるか否かを判断するとき」ということになるが、これは全体のクレジット取引の中のごく一部に過ぎない。

したがって、今回の提案は、クレジット過剰与信を規制するという目的を達する上で実効性があるばかりではなく、実際の取引実務に与える制約も極めて限定的なものということができる。

#### 4 過剰与信禁止違反の民事効果について

(1) 過剰与信は、その程度によっては信義則違反、権利濫用、公序良俗違反などに該当するものであり、被害救済と過剰与信禁止の実効化を図るべく、過剰与信に該当する場合には、クレジット業者の請求権の全部又は一部を制限する民事効果を認めるべきである。裁判例としても、過剰与信に該当する部分の請求を権利の濫用ないし信義則違反として制限したものがある（釧路簡易裁判所平成6年3月16日判決・判例タイムズ842号89頁）。

なお、この場合、購入した商品等の帰属が問題となるが、債務が残る場合には、その限りでクレジット業者に所有権が留保されるものとし、債務が残らない場合には、所有権留保は消滅し顧客に所有権が帰属すると考えるべきである（クレジット契約自体が無効ではないので、商品が顧客に帰属することを前提に、残債務の額が決められるものとする）。

(2) 過剰与信の程度が意見の趣旨1項の基準よりも甚だしく、当該クレジット契約の締結によって1年間の債務支払総額が顧客の手取り年収額を超えるに至った場合には、類型的に顧客の生活の破綻を招く危険性が極めて高く、公序良俗に反するものとして、クレジット契約それ自体を無効とし、クレジット業者に対する既払金の返還請求も認めるべきである。

この場合の購入した商品等の帰属については、クレジット債務が原始的になかったことになるので、商品等は返還することになるのが原則である。但し、被害にあった顧客に過度の負担とならないよう、返還は現存利益に限られ、使用利益等は返還の対象とはならないと考えるのが相当である。

(3) なお、前記(1)、(2)のいずれの場合についても、クレジット業者は適正な与信をなすべき義務に反しているといえることから、債務不履行や不法行為が成立し、損害賠償義務を負担する余地があると考えられる。

(4) また、実効性のある制裁の在り方としては、課徴金制度のようなものも検討に値する。

#### 5 支払能力等の調査について

新たなクレジット契約が過剰与信かどうかを判断するためには、顧客の収入及

び債務額等につき一定の調査が必要なので、クレジット業者に対しこれらに関する調査義務を課すべきである。その際には、クレジット業者が適正な調査をする前提として、クレジット業者に対し信用情報機関への加盟・照会・情報登録義務を課すことが重要である。また、信用情報機関の登録内容も、顧客の月及び年の支払額が分かるような内容に改められるべきである。

そして、クレジット業者が過剰与信禁止に違反したり、上記の支払能力等に関する調査（資料による裏付け調査も含む）を怠った場合は、民事上、行政上の責任を課し、規制の実効性を確保すべきである。

なお、顧客の支払能力に関する資料は、極めてプライバシー性の高いものなので、これを徴求する販売業者及びクレジット業者に厳格な秘密保持義務を課し、違反の場合には、行政処分の対象とすることも検討されるべきである。

## 6 与信調査記録の作成・保存・開示

- (1) クレジット業者の与信調査の適正確保と、後にトラブルが生じた場合の資料保存の観点から、与信調査記録の作成・保存を法的義務とすべきである。
- (2) そして、上記(1)の与信調査記録は、顧客本人からの求めがあった場合、クレジット業者はこれを開示するものとすべきである。

## 7 違反の場合の行政処分

過剰与信規制の実効性を高めるためには、個別事案の被害是正・回復に止まる民事効果だけではなく、クレジット業者の業務一般に効力を発揮する行政処分が極めて有効である。それゆえ、意見の趣旨1項、2項、4項及び5項についての違反があった場合、監督官庁は、当該クレジット業者に対し、改善指示、業務停止等の行政処分を命じることができるものとすべきである。

以上